# 鳥取県西部犬猫センター整備運営業務入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1　調達内容

（1）業務の名称及び数量

鳥取県西部犬猫センター整備運営業務　一式

（2）業務の仕様

鳥取県西部犬猫センター整備運営業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおり

（3）履行期間

契約締結日から令和 16 年３月 31 日まで

（4）契約者

鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県知事　平井　伸治

（5）契約担当部局

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

## 2　入札参加者について

（1）入札参加者の構成

ア　この競争入札に参加する資格を有する者（以下、「入札参加者」という。）は、以下に掲げる者（以下「構成者」という。）による共同事業体とする。

（ア）設計に係る業務を行う者

（イ）建設に係る業務を行う者

（ウ）工事監理に係る業務を行う者

（エ）運営に係る業務を行う者

イ　構成者は法人であることとし、アの（ア）から（エ）に掲げる者を兼ねることを可能とするが、（イ）と（ウ）を同一の構成者が兼ねることはできないものとする。

ウ　共同事業体は、構成者のうちアの（エ）運営に係る業務を行う者を「代表者」とし、代表者が入札参加手続きを行うこと。

## 3　入札参加者の要件

（1）入札参加者の共通要件

入札参加者となる共同事業体の代表者及び構成者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア　県内に主たる事務所を置く、又は置こうとする者であること。

イ　政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

ウ　この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立がなされていない者であること。

オ　会社法（平成 18 年法律第 66 号）に基づく会社の特別清算の申し立てがなされていない者であること。

カ　この公告に示した業務を履行期間内に確実に履行できる者であること。

キ　鳥取県との協力・連携体制を構築できる者であること。
ク　入札参加者の構成者が、他の入札参加者に参加していないこと。また、入札参加者と資本若しくは人事において関係のある法人が、他の入札参加者に参加していないこと。
ケ　鳥取県西部犬猫センター施設整備業務企画提案書評価委員会の委員が属する法人又はその法人と資本又は人事において関係がある者が参加していないこと。

（２）設計に係る業務を行う者の要件

以下に示す要件をすべて満たすこと。
ア　令和４年度の「鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱」別表第４に定める、建築関係建設コンサルタント業務の競争入札参加資格を有し、建築設計業務のＡランク又はＢランクであること。
イ　管理技術者として一級建築士の資格取得後５年以上の実務経験を有する者を配置できること。
ウ　平成 24 年度以降に同種業務（延べ面積 200 ㎡以上の木造の非住宅建物の新築又は増築工事に係る実施設計（工事完成したものに限る。））を元請けとして完了させた実績を有すること。

（３）建設に係る業務を行う者の要件

以下に示す要件をすべて満たすこと。
ア　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく建築工業に係る、特定建設業の許可を受けていること。
イ　令和４年度の「鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則」に定める、建築一般の競争入札参加資格を有し、等級がＡランクであること。
ウ　下記に示す要件をすべて満たす監理技術者を当該工事の現場に専任で 1 名以上配置できること。
（ア）一級建築士又は一級建築施工管理技士
（イ）建築一式工事について、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること
エ　本業務において工事監理に係る業務を行う者と兼ねる者でないこと。

（４）工事監理業務を行う者の要件

以下に示す要件をすべて満たすこと。
ア　（２）（設計に係る業務を行う者の要件）を満たすこと。
イ　　本業務において建設に係る業務を行う者と兼ねる者でないこと。

（５）運営に係る業務を行う者の要件

以下に示す要件をすべて満たすこと。
ア　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）（以下、「動物愛護管理法」という。）第 12 条に該当しない者であること。
イ　本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
ウ　令和３年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年１月 30 日付発出第 36 号）第５条第１項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和５年１月 10 日（火）正午までに 19 の（２）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 19 の（２）の場所に必ず連絡すること。

エ　動物愛護管理法第 22 条に規定する動物取扱責任者の要件を満たす者を職員として１名以上配置できること。
オ　業務に必要な体制として、常時２名以上の職員を西部犬猫センターに配置できること。

（６）入札参加者の参加資格に関する確認基準日等

入札参加者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、８（１）の参加表明書の提出日から当該確認審査結果の通知日までとする。ただし、入札参加者が参加資格に関する確認基準日以降、落札者の決定までの期間に、入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

（７）入札参加者の構成者の変更

８（１）の参加表明書提出以降において、代表者の変更は認めないが、代表者以外の構成者の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議を行うこととする。発注者が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で５（１）ケの入札締切りまでに構成者の変更及び追加を認める。また、10（１）の企画提案書の提出以降、契約締結までの期間の代表者以外の構成員の変更については、当該変更後においても入札参加者の提案内容が担保されることを発注者が確認した場合は認める。

４　同一入札参加者による複数提案

同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

５　日程及び入札手続等

（１）基本的な日程及び手続の流れ

ア　令和４年 12 月 16 日（金）　調達公告
イ　令和４年 12 月 23 日（金）　現地案内会
ウ　令和５年１月５日（木）　質問の提出締切り（第１回）
エ　令和５年１月 10 日（火）　競争入札参加資格者名簿登録申請締切り
オ　令和５年１月 12 日（木）　質問の回答期限（第１回）
（令和５年１月５日までに提出された質問に回答）
カ　令和５年１月 19 日（木）　質問の提出締切り（第２回）
キ　令和５年１月 26 日（木）　質問の回答期限（第２回）
（令和５年１月 19 日までに提出された質問に回答）
ク　令和５年２月９日（木）　参加表明書の提出締切り
ケ　令和５年２月 14 日（火）　参加表明書の審査結果通知期限
コ　令和５年３月７日（火）　入札締切り（入札書及び企画提案書提出締切）
サ　令和５年３月 15 日（水）　企画提案説明、評価委員会（日程は改めて通知）

なお、コの詳細日程については、コの日程以降に通知する。入札結果についてはサの実施後に通知する。

（２）入札説明書等の交付方法

令和４年 12 月 16 日（金）から令和５年３月７日（火）までの間にインターネットのホームページ（くらしの安心推進課のホームページ：https://www.pref.tottori.lg.jp/308423.htm）から入手すること。ただしこれにより難い者には、その申出により次のとおり直接交付する。

ア　交付期間及び時間

令和４年 12 月 16 日（金）から令和５年３月７日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ　交付場所

19（１）に記載する場所

6　現地案内

令和４年12月23日（金）午前10時から、施設整備敷地（米子市皆生温泉三丁目１８－３）において、敷地範囲の案内を実施する。参加希望者は、令和４年12月22日（木）までに19（１）に電子メール等で申し出をし、当日は開始時間までに施設整備敷地に参集すること。

なお、当日は、発注者からの説明のみを行うこととし、質問は受け付けない。

7　入札に関する問合せの取扱い

（１）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第３号）を作成し、電子メールにより 19（１）の場所に令和５年１月５日（木）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（２）疑義に対する回答

（１）の質問及び回答については、令和５年１月 12 日（木）までに鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課のホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/308423.htm）において閲覧に供する。

（３）再質問の受付

（２）の回答後、再度本件入札に関して質問を行う場合は、質問書（様式第３号）を作成し、電子メールにより 19（１）の場所に令和５年１月 19 日（木）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（４）再質問に対する回答

（３）の再質問及び回答については、令和５年１月 26 日（木）までに鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課のホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/308423.htm）において閲覧に供する。

8　入札参加者に要求される事項

この総合評価一般競争入札に参加をしようとする者は、以下の書類を令和５年２月９日（木）午後５時までに 19（１）の場所に、以下の様式を持参又は郵送により各１部提出すること。なお、郵送の場合は必着とし、併せて電話連絡すること。

（１）参加表明書（様式第１－１号）及びその添付書類

（２）入札参加資格確認書（様式第２－１号）

（３）共同事業体にあっては、本件業務に係る共同事業体協定書を作成し、参加表明書等の提出時に、協定書の副本を１部提出すること

9　入札参加資格要件の審査について

（１）契約担当部局は８により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和５年２月 14 日（火）までに通知する。

（２）８の書類を提出した者のうち（１）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、令和５年２月 16 日（木）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（３）発注者は、（２）により説明を求められた場合、説明を求めた者に対して令和５年２月 20 日（月）までに書面により回答する。

10　企画提案書等の作成及び提出

（１）企画提案書の作成

ア　企画提案書は、別添１「企画提案書作成要領」及び別添２「企画提案書評価項目」を参照して作成すること。

イ　企画提案書では、要求水準書に示す本件業務の要件を達成するための実現方法、想定される課題に対する解決方法等について、自由に提案することができる。

ウ　提案にあたっては、簡潔な文章で示すと同時に、数量等の数値を具体的に示すことができるものは、可能な限りその数値を記載すること。

ただし、企画提案書には、提案のために新たに作成するイメージ図等の図面の添付は行わないこと。（他事例の写真や既存製品図などの既存資料を参考として添付することは可能とする）

エ　要求水準書にはない機能を提案する場合、それらの費用については入札額に含まれているものとみなすため、入札後に提案した機能を取りやめできないこと。

オ　企画提案書に記載する、要求水準書に対応する内容は、入札書（様式第５号）に記載された金額（以下「入札価格」という。）の範囲内で実現可能なものに限る。

（２）入札書及び企画提案書等の提出方法、提出期限及び提出物

ア　提出方法

紙及び電子媒体で提出し、持参又は郵送によること。

イ　提出期限及び提出場所

提出期限 令和５年３月７日（火）午後５時まで

郵送の場合は、令和５年３月７日（火）必着で送付すること。

提出場所 19（１）に記載する場所

ウ　提出物及び提出部数

次に示す提出物を必要部数調製し、提出すること。

| 提出物 | 部数 | 備　考 |
|---|---|---|
| 入札書等提出書（様式第４号） | １部 | |
| 入札書（様式第５号） | １部 | ・再度入札を含む３回分の入札書をそれぞれの封筒に封入して提出すること。封筒には回数を明記すること。 |
| 企画提案書（正本）<br>※添付書類を含む | ７部 | ・うち６部は企画提案者名を記載せず、全ページに渡って会社名等が特定されないように作成すること。<br>・Ａ４縦で作成し、左上をステープル綴りすること。<br>・文字は 11 ポイント以上とすること。<br>・原則として、枚数は表紙、目次を除いて 50 ページ以下とすること。<br>・表示、目次を除き、ページには通し番号を付けること。 |
| 企画提案書（正本・副本）の電子データ | １部 | ・ＣＤ－Ｒ等の電子媒体に保存すること。<br>・提出する媒体に企画提案者名を記載しておくこと。 |
| 入札金額内訳書（様式第７号） | １部 | |
| 委任状（様式第６号） | １部 | ※該当がある場合のみ提出 |

（３）その他

ア　入札提出書類の作成及び提出に要する費用については、すべて提案者の負担とする。

イ　入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、19（１）の場所に委任状（様式第６号）を提出すること。

ウ　提出された入札提出書類の内容について、文書、電子メール、電話等により問合せを行う場合

がある。

エ　入札提出書類の受理後の差替え及び追加・削除は原則認めない。

11　入札条件

（1）入札は、紙入札による。

（2）郵送による入札は可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項の規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、19（１）の場所に送付すること。

（3）入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

（4）令和５年度から令和15年度までの各年度の契約金額の支払い額については、入札金額内訳書（様式７）に、見積額を記載すること。

（5）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に「第１回」、「第２回」又は「第３回」と回数を明記し、密閉して提出すること。なお、第２回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札として無効とする。

（6）入札者は、入札書の記載事項についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、これに印を押さなければならない。ただし、金額は、これを改めることができない。

（7）入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（8）再度入札は２回とする。（初度入札を含めて３回とする。）

（9）再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(10) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、要求水準書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(11) 入札後、本件公告、要求水準書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(12) 開札

ア　開札日時

令和５年３月７日（火）午後５時

イ　開札場所

提出場所 19（１）に記載する場所

ウ　留意事項

開札後、入札価格が予定価格の範囲内の応札者に限り、評価委員会を別途開催し、審査を行う。

(13) 企画提案説明

企画提案説明の実施日時、場所等については開札後、入札価格が予定価格の範囲内の応札者に限り、別途通知する。

12　企画提案書、入札価格の評価及び落札者の決定方法

（1）企画提案書の評価

企画提案書の評価は、評価委員会が、別添２「企画提案書評価項目」に示す各評価項目の得点を加算する方法により得点（以下「技術点」という。）を算出して行う。技術点の上限は、４５０点とする。なお、必須項目について、要求水準を満たしていない場合は、原則失格とする。

（2）プレゼンテーション

ア　入札参加者は評価委員会に対し、企画提案書の説明を行うものとする。
イ　共同事業体の代表者による説明を原則とし、構成者による補足説明も可とする。
ウ　説明の機会において、企画提案書以外の資料を別途持参し使用してもよいが、企画提案書以外の資料及び提案内容は評価の対象とはしない。

（３）入札価格の評価

入札価格については、次の式により換算し、点数（以下「価格点」という。）を与える。
価格点の上限は５０点とする。

価格点＝５０×（１－入札価格／予定価格）

価格点は、小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位表示とする。
ただし、予定価格を超える入札価格は無効とする。なお、全入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札を行う。その場合は、再度入札の入札価格をもって価格点を算出する。

（４）落札候補者の選定及び落札者の決定並びに落札者決定通知

ア　評価委員会は、（１）により算定された技術点と（３）により算定された価格点の合計が最も高い者を落札候補者として選定する。なお、入札参加者が１者のみの場合は、（１）により算定された技術点の合計が技術点の上限の５０パーセント（２２５点）以上で、かつ予定価格の範囲内で入札価格を提示した者を落札候補者として選定する。
イ　評価委員会は、アの場合において、技術点及び価格点の合計点が最も高い者が２者以上あるときは、技術点の高い者を落札候補者として選定する。
ウ　ア及びイによっても、なお２者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を選定する。
なお、くじを行う場合に備えて，入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「０００～９９９」を記入する。なお、当該入札参加者のうち、くじ番号に記載がない者があるときは、当該入札に関係のない職員がくじ番号自動生成ツールにより、表示されたくじ番号を記載するものとする。
エ　鳥取県は、評価委員会の選定をもとに落札者を決定し、落札者にその旨を通知する。

（５）落札者以外の者への通知

ア　鳥取県は、落札者を決定したときは、落札者以外の者に対してその旨を書面で通知する。
イ　アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内に、書面（様式自由）により、その理由について説明を求めることができる。
なお、その回答については、説明を求めることができる期日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内に書面で回答する。

（６）その他

ア　書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成４年法律第51号）及び時刻は日本標準時によるものとする。
イ　企画提案書の作成、提出、提案説明、実演等に要する費用は、提案者の負担とする。
ウ　企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。
エ　提出された企画提案書及び入札書は返却せず、企画提案者の選定及び企画提案書の評価・審査以外には使用しない。
オ　企画提案書、入札書の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。

13　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札保証金は免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代える

ことができる。
なお、会計規則第 112 条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

14 入札の無効条件
次に掲げる入札は無効とする。
（１）本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
（２）委任状のない代理人の入札
（３）入札に際し、不正の行為があった者のした入札
（４）記名押印のない入札書による入札
（５）政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

15 契約書作成の要否
要

16 手続における交渉の有無
無

17 契約について
（１）契約手続き
ア 落札者と鳥取県は、契約の締結に関する基本協定を締結する。
イ 基本協定を締結後、落札者と県は設計業務請負契約、工事請負契約、工事監理業務請負契約及び運営管理業務委託契約について、各々の契約を速やかに締結する。
ウ 各契約における契約額は、入札金額内訳書を基に締結する。
（２）契約の枠組み
ア 対象者
次の対象者と契約を締結する。
（ア）設計業務請負契約の対象者：設計に係る業務を行う者
（イ）工事請負契約の対象：建設に係る業務を行う者
（ウ）工事監理業務請負契約の対象：建設に係る業務のうち工事監理事業を行う者
（エ）運営管理業務委託契約の対象：運営に係る業務及び維持管理に係る業務を行う者
イ 締結時期
（ア）設計業務
令和５年４月１日以降速やかに契約を締結することとする。
（イ）工事請負契約及び工事監理業務請負契約
設計業務終了後、速やかに契約を締結することとする。
（ウ）運営管理業務
基本協定締結後、速やかに契約を締結することとする。
（３）事業契約の概要
事業契約は、県の提示内容、事業者の提案内容及び各契約書（案）に基づき締結するものであり、施設整備又は運営管理事業者が遂行すべき施設整備、運営管理に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。
（４）施設整備に係る請負契約金額
設計業務、工事、工事管理業務の各請負契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額とする。
（５）事業継続が困難となった場合等の措置

本事業において、選定事業者による事業の継続が困難となった場合等の措置は以下のとおりとする。

ア　選定事業者の責めに帰すべき事由

要求水準書に適合しないと認められる場合等は、県は選定事業者に対して期限を定めて必要な措置の実施について改善勧告を行う。選定事業者は、直ちに改善計画を作成の上、提出して県の承認を受けた後、期限内に実施すること。

県が定める期限内に改善することができない場合は、契約違反とみなし、県は契約を解除することができる。

イ　その他契約解除については、入札説明書のとおりとする。

（6）違約金

契約が解除された場合等は、契約者は違約金を鳥取県の指定する期間内に支払わなければならない。違約金の額の詳細は各契約書（案）において定める。

18　その他

（1）企画提案書等の作成及び提出、提案説明その他のこの総合評価競争入札の参加に要する一切の費用は、全て入札参加者の負担とする。

（2）提出された企画提案書等は返却せず、企画提案者の審査・評価以外には使用しない。

提出書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第２号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、鳥取県は、入札参加者に無断でこの総合評価一般競争入札以外の用途には使用しない。

（3）企画提案書等の提出後の差し替え、追加又は削除は、原則として認めない。

（4）入札参加者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（5）企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書等は無効とする。

（6）入札終了後、落札者が消費税及び地方消費税に係る免税事業者である場合は、消費税等に係る免税業者届出書を提出すること。

（7）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（8）本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

（9）契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の１に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア　受託者がその責めに帰する理由により本契約に違反したとき。

イ　受託者が履行期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。

ウ　受託者に契約の締結又は履行に関して不正の行為があったとき。

エ　受託者が正当な理由なく発注者の指揮監督に従わないとき。

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

カ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
（イ）暴力団員を雇用すること。
（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(10) 再委託の禁止

ア　受託者は、鳥取県の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ　鳥取県は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ　受託者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、鳥取県に対して責任を負わせるものとする。

(11) 13 の（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 10 号）を、19（１）の場所に提出すること。

(12) 専属的合意管轄裁判所

本件調達に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(13) 著作権の取扱い

ア　委託業者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、企画提案者に帰属するものとする。

イ　委託業者として選定されなかった企画提案者の企画提案書に係る著作権は、企画提案者に帰属するものとする。

ウ　鳥取県は、企画提案者に対して企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(14) 本件入札に関する連絡事項については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課のホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/308423.htm）に掲載する。

19　書類の提出及び問合せ先

（１）入札書の提出先及び問合せ先

〒６８０－８５７０
鳥取市東町一丁目２２０番地
鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
電話　０８５７－２６－７２８４／ファクシミリ　０８５７－２６－８１７１
電子メール　kurashi@pref.tottori.lg.jp

（２）競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒６８０－８５７０

鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話　0857-26-7431